

## 労働安全関係諸届等



**衛生管理者・産業医を選任したときは、下記により選任報告する必要があります。**  
(提出する様式は所轄の労働基準監督署にあります)

	衛生管理者選任報告	産業医選任報告
選任報告の提出先	事業所を管轄する労働基準監督署	
提出するもの	下記の①、②の2点	下記の①、②、③の3点
	①労働安全衛生規則様式第3号「衛生管理者・産業医選任報告」	②医師の免許の写 ③産業医学基礎研修終了証の写等の産業医として選任できる資格を証する書面
提出する部数	各1部及びその写1部(控えとして)	
提出する時期	選任後、遅滞なく	



### 健康診断結果報告書

下記種類の健康診断を実施したときは、下記により報告書を提出する必要があります。  
(提出する様式は所轄の労働基準監督署にあります)

#### (1)健康診断結果報告書等の種類

種 類	報告が必要なとき	報告の時期
定期健康診断結果報告書	常時使用する労働者が50人以上の事業所	健康診断の実施後遅延なく
有機溶剤等健康診断結果報告書	事業所の規模にかかわらず該当する特殊健康診断を実施したとき	
特定化学物質等健康診断結果報告書		
電離放射線健康診断結果報告書		
高気圧業務健康診断結果報告書		
鉛健康診断結果報告書		
四アルキル鉛健康診断結果報告書		
指導勧奨による特殊健康診断結果報告書		
じん肺健康管理実施状況報告書		じん肺健康診断の実施の有無に拘わらず毎年12月末までの状況を翌年2月末までに報告

(2) 提出先  
事業所を管轄する労働基準監督署

(3) 提出部数  
原本1部およびその写1部(控として)  
なお、報告書を提出するときは、必ず工学的文字読取用の用紙(OCR用紙)を用いて下さい。